マンション管理計画認定申請手数料算定方法

１ 管理計画認定申請手数料及び管理計画認定更新申請手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 棟数（長期修繕計画数） | 金額 |
| 事前確認適合証を添付する場合 | １棟目 | ３，８００円 |
| ２棟目以降加算額 | １，８００円 |
| 事前確認適合証を添付しない場合 | １棟目 | ２６，１００円 |
| ２棟目以降加算額 | １５，１００円 |

※棟数と長期修繕計画数が異なる場合等はお問い合わせください。

２ 管理計画変更認定申請手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更内容 | 変更に係る棟数（長期修繕計画数） | 金額 |
| 「管理組合の運営」に係る事項 | １棟目 | ４，９００円 |
| ２棟目以降加算額 | ２，８００円 |
| 「管理規約」に係る事項 | １棟目 | ４，２００円 |
| ２棟目以降加算額 | ２，８００円 |
| 「管理組合の経理」に係る事項 | １棟目 | ４，７００円 |
| ２棟目以降加算額 | ２，９００円 |
| 「長期修繕計画」に係る事項 | １棟目 | ９，７００円 |
| ２棟目以降加算額 | ５，０００円 |
| 「その他」に係る事項 | １棟目 | ３，１００円 |
| ２棟目以降加算額 | ２，０００円 |

※棟数と長期修繕計画数が異なる場合等はお問い合わせください。

手数料計算例

(1) 複数棟あるマンションで、全棟で長期修繕計画を変更する場合

9,700＋5,000×２棟目以降の棟数

(2) 複数棟あるマンションで、全棟で管理規約を変更する場合

4,200＋2,800×２棟目以降の棟数

(3) 複数棟あるマンションで、全棟で長期修繕計画及び管理規約を変更する場合

（9,700＋5,000×２棟目以降の棟数）＋（4,200＋2,800×２つ目以降の棟数）

(4) ３棟あるマンションで、２棟だけ長期修繕計画を変更する場合

9,700＋5,000×１=14,700